

第25期第24回新居浜市農業委員会総会議事録

1 会議の日時及び場所

(1) 会議の日時 令和7年7月7日(月曜日) 13:30～15:20

(2) 会議の場所 市庁舎6階 議員全員協議会室

2 会議に出欠席した委員数及び氏名等

(1) 農業委員

第1番	岡田悦明	第10番	田村伊佐雄
第2番	安藤育雄	第11番	田坂健次
第3番	藤田幸正	第13番	小野春雄
第4番	塩見敏夫	第14番	伊藤繁次郎
第5番	村上壽一	第15番	眞鍋篤俊
第6番	横井直次	第17番	渡邊勝俊
第7番	寺尾俊行	第18番	石川千壽子
第8番	星加誠	第19番	山口三七夫
第9番	藤田隆		

(2) 農地利用最適化推進委員

第2番	近藤孝志	第9番	近藤美喜男
第3番	加藤宏司	第10番	千葉英明
第4番	永易博隆	第11番	土岐秀男
第5番	小野義尚	第12番	飯尾博光
第6番	井下八郎	第13番	高橋秀実
第8番	神野明仁	第14番	神野鉄治

(3) 欠席委員

第16番	土岐典子	第1番	矢野一臣
第7番	神野伸二		

3 会議に出席した事務局職員

事務局長	原道樹	事務局次長	竹林啓
事務局次長	中島康治	主任	井上貴清

4 傍聴者

なし

5 議事日程

農地関係 農地法第3条、第4条、第5条申請関係等の審議について
農政関係 農地パトロールの日程及び班分けについて
次期改選について

13時30分開会

【原事務局長】

御起立ください。礼。御着席ください。

総会に先立ちまして、委員の出席状況を御報告いたします。農業委員17人、推進委員12人でございます。よって、過半数に達しており、この会が成立していることを御報告いたします。

それでは、会長よろしく申し上げます。

【藤田会長】

皆さん、こんにちは。

非常に暑い毎日でございますが、体調管理には十分気を付けられて、様々な活動に取り組んでいただきたいと思います。

それでは、ただいまから第24回新居浜市農業委員会総会を開会いたします。

まず、本日の議題につきましては、農地関係の議案第1号から第5号まで、農政関係は「農地パトロールの日程及び班分けについて」と「次期改選について」を議題といたします。

なお、本日の議事録署名委員でございますが、会議規則第19条の規定により、会長において星加誠委員と藤田隆委員を指名いたします。両委員さんよろしく願いいたします。

それでは、これより農地関係の議案の審議に入ります。

議案書目次をお開きください。

議案中、第1号及び第2号は決議事項、第3号から第5号までは意見事項となっております。加えまして、報告事項が1件、参考事項が1件ございます。

1ページを御覧ください。

議案第1号「農地の賃借権設定について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第1号につきましては、農地法第3条第1項の規定による賃借権設定で、申請件数は1件です。

2 ページをお開きください。

賃貸借権については10番の1件で、中村三丁目、畑1筆の面積1,016㎡、譲受人は1-1さん。譲受人は、現在2町6反ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申請地を借り受ける計画で申請が提出されたもので、作付けはサツマイモを予定しているとのこと。

譲受人の事案につきましては、「短期間で安易に農業経営の拡大を図っているのではないか」との御意見が毎回出てきておりますことから、今回は、議案書及び別紙1のほか、これまでの申請地の耕作状況一覧表及び現地写真をお配りいたしております。

現地調査を実施した結果、耕作まで至っていない農地が6筆ございまして、この6筆につきましては、許可後5か月未満で、不許可要件に該当するとまではいえないのではないかと考えておりますが、御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、伊藤繁次郎委員から報告をいただきます。伊藤繁次郎委員お願いします。

【伊藤委員】

6月17日に現地で譲受人とお会いしました。既に黒マルチをしておりましたが、まだサツマイモの作付けはしておりませんでした。苗が入り次第、耕作したいとのこと。譲受人の案件につきましては、前回まで様々な御意見があったかと思うのですが、私の意見としては、遊休農地にするよりはよいのではないかと思いますので、御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

それでは、引き続いて事務局職員と現地調査に同行いただいた委員からも報告をいただきます。まず、近藤孝志委員お願いします。

【近藤（孝）委員】

6月24日、私と事務局職員2名で高津校区の現地調査を行いました。これまで申請のあった農地については、約4割の面積でサツマイモ等の作付けをしている一方、残りの農地については、草を刈ったまま、また現在は繁茂している状況でございます。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、加藤宏司委員お願いします。

【加藤委員】

6月24日、先ほどと同じメンバーで現地調査を実施しました。八幡一丁目の一部では、マルチされてサツマイモの植え付けを完了しております。残りは、当初ユンボで耕起していたのに、草が伸びて全く耕作されていない状況です。垣生一丁目では、当初草刈りだけはされていたのですが、耕耘も全くされておきませんので、耕作放棄地と同様だと感じました。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、10番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

【村上委員】

契約期間が本年7月15日から令和8年7月14日までとなっています。サツマイモのシーズンはもう終わっていて、遅いのではないかと思います。これから作付けされるのですか。それともルールを逸脱して、前回同様に許可前に着手しているかどうかについてお聞きします。

【竹林事務局次長】

6月13日に提出されました申請書添付の現地写真、同月17日に行われました伊藤委員さんによる現地調査では、マルチのみ施されている状況で、作付けまではされておきませんでした。なお、直近において現地確認いたしておきませんため、事前着手しているかどうかにつきましては、定かではありません。

【藤田会長】

本年7月15日から令和8年7月14日までの賃借権の設定期間に応じたサツマイモの栽培が本当にできるのかという点に疑義が生じているということです。

【村上委員】

この炎天下で、もう時期は過ぎていると思います。事務局はそのことを知って、申請を受け付けているのかどうか教えてください。

【藤田会長】

今までこういった事例が存在しないものですから、そこまでは。申請をされたら、皆さんそれなりにしっかりとルールに基づいて対応されるのが一般的かと。

ということで、3か月程前からちょっと考えなければならない、しっかりと審議し

てくださいと私が申し上げてきたのは、こういったことがあるからです。

【近藤（孝）委員】

ある意味、3条申請で許可が出なくても、個人同士の関係でヤミ小作もできるわけです。

【村上委員】

私が強調したいのは、譲受人がルール違反して当然のように申請するということが通用するのだとしたら、腑に落ちないということです。

【藤田会長】

農作物を生産しようとする姿勢は評価できるでしょうが、果たして芋らしい芋が収穫できるのかという心配がありますし、農地法に基づいたルールが守られないまま申請するということがあれば、前例となって後々困るということで、御意見を出されたのではないかと思います。皆さん方には、御意見を出していただいた上、決定していただきたいです。

【藤田隆委員】

提案です。例えば、新規申請があった場合、作付けしていない農地を確認したときは、当該申請を却下する方針にしてはいかがでしょうか。

【井上主任】

行政手続法上、申請書の受取りを事務局で拒否することは難しいです。ただ審議の中で、実際に作付けしていない農地があると認定されれば、全部効率利用要件で不許可とすることは可能かと考えます。しかし、本件については、許可後5か月未満で、確かにサツマイモを植え付ける時期としては遅いのですが、これから植え付けますと言われると、法律上の根拠が乏しくなります。ですが、明らかにサツマイモは耕作できないでしょう、適期ではないでしょうといえる8月であれば、明確に判断することができるものと思われますので、今回につきましては許可・不許可の決定を保留とし、譲受人への聞き取りや質疑応答を役員さん等で行ったうえ、その結果をもって8月総会にて、許可・不許可の最終判断をしていただくということも可能と考えます。

【藤田隆委員】

耕作していないところは、どこも更地に見受けられますよね。耕作しようとする行動すら見えてきません。せめて農業委員会としては、サツマイモを作付けするのなら、畝立てして、一度マルチもかけて、耕作できますよといった姿勢を示した上で、

申請されるよう指導することはできませんか。

【井上主任】

行政手続法上、申請書の受取りを事務局で拒否することができないことになっておりまして、何らかの指導を行ったとしても、申請書を提出されると言われると、事務局としてはお断りのしようがありません。よって、審議の場で、許可にするか不許可にするのかを判断していただくほかないのが実情でございます。

【藤田隆委員】

農業委員が決定すれば、法律のことは抜きにして、農業委員会として不許可という形でもよいのですか。

【井上主任】

それも可能ですが、不許可とした処分につきまして、相手方に不服があるとされた場合、その取消しを求めて審査請求や行政事件訴訟となる可能性も考えられますので、より慎重を期すためにも、先ほど御提案させていただきました対応も御検討いただけたらと思います。

【寺尾委員】

サツマイモはもう遅いと判断しても、作付け作物を変更しますと言われたら、どうしようもないのではないのでしょうか。

【井上主任】

そうなりますと、申請書の営農計画の内容が変わってまいりますので、申請をし直していただくお話をすることになると思います。ですので、本件につきましては、一旦取り下げて申請をし直していただくという形になります。

【藤田会長】

他にございませんか。原案どおり通すか、保留するか、通さないかになりますが、いかがでしょう。御意見よろしくお願いします。

【寺尾委員】

ここは保留にしておいて、来月に経緯をみて結論を出せばよいのではと思います。

【藤田会長】

今、保留という御意見が出ましたが。

【近藤（孝）委員】

保留にする理由は何ですか。

【村上委員】

前回同様に許可前に着手しているか確認する必要がある。

【井上主任】

全部効率利用要件は、過去の許可分が対象になってきます。今回についても、既に植えている可能性は否定できませんが、農地法の許可が耕作者保護となっている観点から申し上げますと、事前着手していることに関する不利益は借り受けている耕作者側にあるというお話になりますので、許可前に借受人と貸付人との間でトラブルがあった場合は、農業委員会は保護しない立場になってまいります。ただ法令順守していないとの心情があるにせよ、それで3条申請を提出したとしても、それが不許可要件に該当するかと問われると、該当しないというところがあります。ただ、過去に許可を取った6筆をちゃんと耕作しているかどうか、していないのであればその理由を聞き取って、8月に確実にもう作付けをしてない、しないだろうという判断をするために保留することは理由としては問題ないかと思われます。

【村上委員】

私は、保留にして、今日にでも事務局は申請地の確認をして、写真を撮っておいていただいたらよいと思います。

【井上主任】

許可後1年以内着手という規程はありますが、サツマイモで営農計画の申請が提出され、貸借権も1年ということで、今期やらなければ結局1年以内の達成が無理ということになってきます。サツマイモの時期を完全に逸して、まだ耕作していないことが立証できれば、不許可という判断も可能かと思います。ただし、申請時点では、遅くはありますが、確実にできないだろうとの判断をすることはまだ難しいとは思いますが、これまでの審議の流れからすると、一旦保留にした上、譲受人からの聞き取りや継続して過去に許可を得た農地の追跡調査を進め、8月に最終判断をしていただくのもよいのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

【藤田会長】

どのように判断されますか。最終的に議決権のある農業委員さんに決定していただくようになります。推進委員さん、農業委員さん、いかがですか。保留でいきますか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第1号「農地の賃借権設定について」を保留と決定させていただきます。

3ページを御覧ください。

議案第2号「農地の所有権移転について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第2号につきましては、農地法第3条第1項の規定による農地の所有権移転で、申請件数は6件です。

4ページをお開きください。

31番、垣生字サコノ谷、畑2筆、合計面積307㎡、譲受人は市内在住の2-1さん。譲受人は、現在、8畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、贈与により申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは果樹を予定しているとのことです。

32番、角野新田町三丁目、畑1筆、面積145㎡、譲受人は2-2さん。今回、農地法施行令第2条第1項第1号ハの規定により、譲受人が社会福祉事業の運営に必要な施設の用に供するため権利を取得する場合に該当することから、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けはサツマイモを予定しているとのことです。

5ページを御覧ください。

33番、船木字元船木、田2筆、合計面積1,884㎡、譲受人は市内在住の2-3さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは果樹を予定しているとのことです。

34番、坂井町三丁目、畑2筆、合計面積290㎡、譲受人は市内在住の2-4さん。譲受人は、現在、3畝ほどの農地を耕作しており、今回、持分移転を目的に、自宅に隣接する申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは季節野菜を予定しているとのことです。

6ページをお開きください。

35番、松神子三丁目、畑1筆、面積1,146㎡、譲受人は市内在住の2-5さん。譲受人は、今回、新規に営農を開始することを目的に、自宅に隣接する申請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは季節野菜とレモンを予定しているとのことです。

36番、船木字高祖、田1筆、面積576㎡、譲受人は市内在住の2-6さん。譲受人は、現在、1反2畝ほどの農地を耕作しており、今回、経営規模拡大を目的に、申

請地を取得するため申請が提出されたもので、作付けは、申請時には水稻でございましたが、地元委員の現地調査の結果、季節野菜を予定しているとのことでした。

以上、31番から36番までのいずれの事案につきましても、議案書及びお手元に配布させていただいております別紙2に記載のとおり、農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしているものと考えます。

御審議の程よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ただいまの説明に係る現地調査の結果並びに補足説明につきましては、32番は小野春雄委員から、33番は神野伸二委員が欠席のため事務局から、34番は近藤美喜男委員から、35番は永易博隆委員から、36番は藤田隆委員から、それぞれ報告をいただきます。

31番は私が地元委員となりますので報告いたします。

申請地は標高60～70mの山で、昔の位置図その他資料をよく調べた上、担当の行政書士さんと一緒に現地確認し、譲受人とも面談させていただきました。草を刈り上げて境界がわかる状態となっております。許可後はすぐに耕作したいと意欲が高く、申請地より上方の果樹を植え付けている農地についても、将来的に取得する予定で、所有者とも話し合いができています。このように、地域との調和要件は問題ないと考えますので、御審議よろしく願いします。

続いて、小野春雄委員お願いします。

【小野委員】

32番につきまして説明させていただきます。申請地は煙突山のすぐ下の山根グラウンド、元住友別子鉱山の社宅が広がっていた一角です。譲受人の運営する社会福祉施設の小学生から高校生までの子どもたちの精神的な教養を高める目的で、サツマイモの作付けを今回申請、許可が出たら実施したいという計画です。理事長をはじめ職員の方も農作業を頑張りながら、指導してくれる人もおられるとのことをお話を伺っております。子どもたちの健全育成のためにも、農地を利用させていただきたいと思いますので、御審議よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、事務局お願いします。

【原事務局長】

33番についてですが、6月20日付けで地元委員であります神野委員さんより、申請地は現在耕作されていないが、いつでも耕作できる状況にある。草刈り、耕起等

の農機具はリースで行う。果樹など植え付けができる状況であり、地域との調和要件も特に問題はないと思われるので、許可しても支障ない旨の報告がありました。よろしく願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、近藤美喜男委員お願いします。

【近藤（美）委員】

34番ですが、申請地には、私今年の2月に法定外公共物の境界立会で一度参りました。その際には全体が宅地でしたが、今回は土も入れて耕作できるような状態にはしてあり、1筆は玉ねぎを耕作され、もう1筆は何も耕作されていませんでした。分筆して宅地を畑にして、それを譲受人が買い取って、財産分与するというようなことを伺っております。

譲受人はかなり御高齢でしたので、担当の行政書士さんにもお話を聞き、近所に住んでいる三男の方にも面談を求めました。三男さんは自家用車を譲受人宅に置いているということで、車を使用する際には譲受人の様子を気にかけられているとお話でした。申請地の面積はあまり広くないので、何とかやっていけるのではないかという思いで見えてきました。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、永易博隆委員お願いします。

【永易委員】

35番につきまして報告いたします。6月23日、申請地と譲受人自宅に調査に行ってきました。申請地は自宅と隣接しており、雑草が多少生えておりますが、季節野菜、レモン等の耕作には何ら問題ないかと思います。また隣の水田は田植えが終わっており、境界線は綺麗に苅込みされており、当分は問題ないかと思います。譲受人が不在でしたので、詳しくお話はできておりませんが、他に問題になる点はないかと思いますので、御審議のほどよろしくお願いします。

【藤田会長】

ありがとうございました。続いて、藤田隆委員お願いします。

【藤田隆委員】

36番について報告します。6月21日、譲受人にお会いしました。申請地は、譲受人の自宅の隣接地でありました。状況としては、トラクターで綺麗に耕起されてい

て、いつでも作付け可能な土地で、境界もきちっと認識でき、譲受人はもともと農家なので、地域との調和に関しても何も問題ないと思いました。御審議の程よろしくお願ひします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、31番から36番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

(「なし」の声あり)

ないようですので、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

御異議なしと認めます。よって、議案第2号「農地の所有権移転について」を原案のとおり決定させていただきます。

7ページを御覧ください。

議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を議題に供します。

事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第3号は農地法第5条第1項の規定による権利移動を伴う農地転用の申請で申請件数は14件です。

8ページをお開きください。

78番、北内町一丁目、田2筆、譲受人は3-1さん外1名。内容は自己住宅1戸109.51㎡、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

79番、上原四丁目、畑4筆、譲受人は3-2さん。内容は太陽光発電施設、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

80番、萩生字本郷、畑1筆、譲受人は3-3さん。内容は露天駐車場、一体利用地として宅地171.60㎡があり、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

9ページを御覧ください。

81番、中村松木二丁目、田3筆、譲受人は3-4さん。内容は自己住宅1戸96.47㎡及び宅地進入路、農地区分はその他の農地である第2種農地と判断され、

権利区分は所有権移転です。なお、進入路部分については転用後、譲渡人も引き続き残地農地への進入路として使用予定であることから、持分のみの移転となります。

８２番、大生院字本村、畑４筆、譲受人は３－５さん。内容は露天駐車場、一体利用地として、宅地４４５．３４㎡があり、農地区分はその他の農地である第２種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

８３番、中村松木二丁目、畑１筆、譲受人は３－６さん。内容は自己住宅１戸１１２．８８㎡、一体利用地として宅地２７．３４㎡があり、農地区分はその他の農地である第２種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

１０ページをお開きください。

８４番、松神子三丁目、田１筆、譲受人は３－７さん。内容は自己住宅１戸５２．１７㎡、農地区分はその他の農地である第２種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

８５番、東田一丁目、畑１筆、譲受人は３－８さん。内容は自己住宅１戸１７２．６５㎡、一体利用地として宅地３８３．２３㎡及び雑種地１５㎡があり、農地区分はその他の農地である第２種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

８６番、船木字国領、田１筆、譲受人は３－９さん。内容は事業用地拡張、車庫１棟４１．９３㎡、一体利用地として宅地４１１．８１㎡があり、農地区分はその他の農地である第２種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

１１ページを御覧ください。

８７番、船木字檜之端、畑１筆、譲受人は３－１０さん。内容は露天資材置場及び露天駐車場、農地区分はその他の農地である第２種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

８８番、瀬戸町、田１筆、譲受人は３－１１さん。内容は貸し施設１棟５０９．２８㎡で、１，０００㎡以上の土地に建築物を建設する予定であることから、都市計画法上の開発許可申請についても同時に申請されております。農地区分はその他の農地である第２種農地と判断され、権利区分は賃借権で期間は５０年です。

８９番、船木字高祖、畑３筆、譲受人は３－１２さん。内容は露天資材置場、農地区分はその他の農地である第２種農地と判断され、権利区分は所有権移転です。

１２ページをお開きください。

９０番、中村二丁目、畑２筆、譲受人は３－１３さん外１名。内容は自己住宅１戸９７．７１㎡及び宅地進入路、一体利用地として宅地１１５．５９㎡があり、農地区分は用途地域であるため第３種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。なお、進入路部分については転用後、譲渡人も引き続き残地農地への進入路として使用予定であることから、持分のみの移転となります。

９１番、中村二丁目、畑１筆、譲受人は３－１４さん。内容は宅地分譲１区画、一体利用地として宅地１１５．５９㎡及び進入路として９０番で同時申請の畑１２９㎡

があり、農地区分は用途地域であるため第3種農地であると判断され、権利区分は所有権移転です。

以上、78番から91番までのいずれの事案につきましても、申請書および土地改良区の意見書等の添付資料を確認し、転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても、認められるものであることを、事務局より報告させていただきます。御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ありがとうございました。

以上、78番から91番までについて質疑に入ります。

御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第3号「農地の転用を伴う所有権移転等について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

13ページを御覧ください。

議案第4号「農地転用事業計画変更について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【井上主任】

議案第4号は農地転用事業計画変更申請で、申請件数は2件です。

14ページをお開きください。

6番及び7番は同一の許可内容からの変更で、申請者は4-1さん。変更内容としたしましては、当初建売住宅3戸として計画していたものを、建売住宅2戸及び特定建築条件付宅地分譲1区画に変更するもので、変更の理由等については議案書に記載のとおりです。

以上、6番及び7番のいずれの事案につきましても、変更申請書及び添付資料を確認し、変更事由が転用事業者の故意又は重大な過失ではなく、変更後の転用行為が遂行される確実性等の一般基準についても認められるものであることから、計画変更についてはやむを得ないものと考えます。御審議の程よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

特定建築条件付宅地分譲について説明していただけますか。

【井上主任】

原則として、用途地域以外については造成のみの転用が禁止されておりまして、宅地分譲のみの転用はできません。ただし、土地の売買契約から3か月以内に建築の請負契約を結ぶこと、それが叶わなかった場合には売買契約が白紙になることを契約書にうたっておくこと、土地の引渡しは建築確認が終わってから行うこと、売れ残った土地については転用事業者が建売りすることといった条件をクリアすることで、建売と同等として例外的に宅地分譲が認められるというものになります。簡単に言うと本来であれば、建売りとして4-1さんが建物まで建築しないといけないのですが、条件をクリアすることで4-1さん以外でも建築することが可能になるものです。今回の申請では、引き続き2区画は4-1さんが建築しないといけませんが、1区画については他の建築業者でも建築することが可能になるということでございます。

【藤田会長】

以上、6番及び7番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第4号「農地転用事業計画変更について」を許可相当として県知事に意見を送付いたします。

15ページを御覧ください。

議案第5号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を議題に供します。事務局から議案の説明をお願いします。

【竹林事務局次長】

議案第5号につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定による農用地利用集積等促進計画（案）でございます。

当該計画（案）の内容といたしましては、田1筆、畑1筆、合計面積1,904㎡でございます。

16ページをお開きください。

今回、権利の設定を受ける者は、５－１さん、５－２さんの２名でございまして、いずれも期間は５年１か月、権利の種類は使用貸借権で、新規設定となっております。

以上の事案につきまして、申出書にて一般的な要件を満たしていることを確認いたしております。御審議よろしくをお願いいたします。

【藤田会長】

以上、３番について質疑に入ります。御意見、御質問はございませんか。

（「なし」の声あり）

ないようですので、原案のとおり承認相当として意見を決定してよろしいでしょうか。

（「異議なし」の声あり）

御異議なしと認めます。よって、議案第５号「農地中間管理事業に係る農用地利用集積等促進計画案について」を承認相当として機構に意見を送付いたします。

１７ページを御覧ください。

報告事項は「農地法第６条第１項の規定に基づく農地所有適格法人の報告について」です。事務局から報告をお願いします。

【竹林事務局次長】

農地法第６条第１項に基づく農地所有適格法人の事業報告につきましては、４番、６－１さんから、農地所有適格法人報告書が提出され、議案書に記載のとおり農地法で定める農地所有適格法人として必要な要件を全て満たしており、適正に運営されていることを確認いたしましたので御報告いたします。

【藤田会長】

続きまして、１８ページをお開きください。

参考事項は、農地法第１８条第６項の規定による合意解約の通知についての参考事項ですので、お目通しをお願いします。

以上をもちまして、農地関係の議案の審議がすべて終了いたしました。よって、これをもちまして暫時休憩いたします。

なお、１５時００分から総会を再開いたします。

～休憩～

【藤田会長】

休憩前に引き続き、会議を開きます。

これより、農政関係の議題に入ります。

まず、「農地パトロールの日程及び班分けについて」、事務局から説明をお願いします。

【中島係長】

農地パトロールの日程及び班分けについて、ご説明いたします。まず、農地パトロールについてですが、農地法第30条第1項で、農業委員会は毎年1回、農地の利用状況調査を実施し、遊休農地が解消されているか、新たに遊休農地が発生していないかの農地パトロールを行うことが定められておりますので、今年度も農地パトロールを実施します。

調査方法につきましては例年と同様に、担当地区を事務局職員と一緒に回っていただきます。その際に使用する調査票及び地図につきましては、次回、8月5日総会時にお配りし、パトロールの内容等も含めて説明させていただきます。

それでは、まず、事前にお配りしました令和7年度農地パトロール班分け表をご覧ください。表の上部に赤字で書いておりますとおり、パトロールは、8月7日（木）から9月30日（火）の間に実施予定としております。班分けについては、昨年度の実績を基にそれぞれの地区ごとに作成しておりますので、ご確認ください。なお、変更する場合は総会終了後にお知らせください。

次に、農地パトロール可能予定表をお目通しください。8月7日からの日程のうち、公用車の予約の関係上、黄色で着色された日にちのみがパトロールを行うことができる日程となっております。

班分けされた方どうして、パトロール可能予定表のうち黄色で着色された日程の中から、現地調査をする日程、集合場所を相談して決めていただき、8月5日の総会までに班分け表をご提出ください。なお、午後は猛暑が予想されますので、パトロールの開始時刻は、午前9時開始での午前中でのみ行いたいと思いますので、午前9時からの午前中での希望日でのご記入をお願いします。

なお、公用車や人員の関係で、複数の班が同じ日程を希望された場合は、調整させていただきますので御協力をお願いします。

最後になりますが、班分けされた方どうして、日程等の調整される方は、この総会の後も、この会議室は利用できますので、日程等の調整にご利用ください。委員の皆様には、お忙しい時期ではありますが、よろしくお願いいたします。

以上で、説明を終わります。

【藤田会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、何か御質問等はございませんか。

また、お気づきの点がございましたら事務局に尋ねていただければと思いますので、来月までに日程を出していただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

次に、「次期改選について」、事務局から説明をお願いします。

【原事務局長】

まず、「農業委員会とは」が見出しにあります、A4用紙2枚を綴じている資料をご覧ください。この資料をめくっていただき、2ページ目をご覧ください。最初に、農業委員についてですが、任命要件といたしましては、認定農業者等が過半数を占めること、これについては過半数ではなく4分の1以上で大丈夫です。それと、中立委員（利害関係を有しない者）が1名以上含まれることがあります。次に、定数についてですが、今期までは（1）及び（3）に該当しない（2）の区分であり、19人でしたが、令和7年1月1日現在の農地面積が約1,262haとなっており次期からは（1）の区分となり、定数の上限が14人となります。また、次のページにあります、農地利用最適化推進委員につきましても、農地100haに1人以下ですので、定数が13人となる予定です。

次に、資料1、農業委員と推進委員の募集要項（抜粋）をご覧ください。この募集は今期の委員募集要項の抜粋ですので、現在の定数となっております。この2つの委員募集の大きな違いといたしまして、「1 募集人数」をご覧ください。農業委員は総数のみとなっておりますが、推進委員は総数の次に内訳があることです。農業委員は、市内全域から募集するのに対し、推進委員は市内を10地区に分け、それぞれの地区に定数があります。よって、今回の協議につきましても、推進委員につきましては、地区ごとの定数を定めることとなります。なお、農業委員につきましては、地区ごとの定数を定めることができませんが、定数の目安について協議を行いたいと考えております。次に、資料2、第26期農業委員会委員の定数について（案）をご覧ください。まず、農業委員ですが、19人から14人となりますので、5人減となります。5人減らすことにつきましては、先日、役員会にて協議しましたが、まずは、現在、中立委員1人と女性委員1人については、2つの団体からの推薦をいただいておりますが、この枠を中立委員に女性の方を推薦していただき、1人減らすことで良いのではとなりました。よって、残りは4人減となりますので、市内を以前の選挙区の2地区に分け、2人ずつ減とする案となっております。また、推薦委員につきましては、各地区に1人は必要ですので、第4地区、第6地区、第9地区のいずれかの地区の推進委員を1人減らす案となっております。以上、定数の案についての説明させていただきましたが、皆様のご意見を聞かせていただけたらと思います。

もちろん、この提案以外の案でもかまいません。また、本日、決定しなければならないわけでもありませんので、本日のところは、この提案を地域に持って帰っていただき、

次回の総会にてご意見をいただいてもかまいません。よろしくお願いいたします。

【藤田会長】

ただいま事務局から説明がありましたが、何かご質問等はございませんか。

【近藤（孝）委員】

各地区で検討してほしいということであったが、この区割りの人数は農地面積で計算したんですよね。地域で相談すると言っても相談しようがない。

【藤田会長】

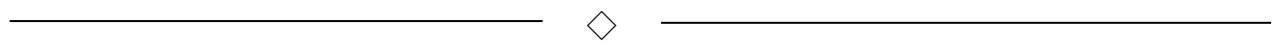
農業委員、推進委員は、地域の代表で選出されてきているので、地域の方に相談される必要もあるのではと思います。推進委員は地域のことがわからなければいけない。この区割りの人数で適任者を選んでほしいということです。

以上をもちまして、第24回新居浜市農業委員会総会を閉会いたします。

【原事務局長】

御起立ください。礼。ありがとうございました。

15時20分閉会



新居浜市農業委員会会議規則第 19 条第 2 項の規定によりここに署名する。

新居浜市農業委員会総会

会 長

委 員

委 員